



森林保険契約の申込書について

今回は、森林保険契約申込書の住所・氏名記載の留意点についてご説明します。

申込書の契約者(申込者)の住所の欄には、現在お住まいの住所をご記載ください。これは基本的に、契約者様に森林保険証書を郵送することになるため、確実に郵便物が届く住所をご記載いただく必要があるからです。

〔契約者〕 (申込者) 国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長 殿

住所	〒 123-4567		
	(フリガナ) ○○県○○市○○1-1-1 ←※保険証書の郵送先		
氏名	(フリガナ) ホケン タロウ	保険	太郎
	保険 太郎		
電話	044-382-0000	契約者区分コード	

(証書送付先が上記と異なる場合の住所・氏名)

▲森林保険契約申込書(抜粋)

また、契約者が法人や地方公共団体の代表者等の場合は、ご希望の送付先を記載する欄(証書送付先が上記と異なる場合の住所・氏名)を設けていますので、そちらに送付先の郵便番号・住所・部署名・担当者名をご記載下さい。

なお、この欄は、法人や地方公共団体等の担当部署宛に保険証書の送付を求められた場合を想定して設けたものであり、個人の契約で、契約者以外の方に保険証書を送付するために設けたものではありません。

ちなみに、契約書上の「被保険者」は、保険の目的となる森林の所有者に限られています。しかし、「保険契約者」については、森林保険法において、「森林保険契約は他人のためにも締結することができる。」と規定(法第14条)しており、被保険者(森林所有者)とは別の者が森林保険の「契約者」となることができます。

商品改定について(その2)

平成30年4月から販売開始となる改定商品の内容について、前号に引き続きご紹介していきます(平成31年4月以降に保険期間が開始となる契約に適用です)。

★割引① 継続割引を新設します★

保険契約を継続いただく場合、継続契約の最初の1年間の保険料を3%割引きます。前回契約の満期日から1年未満の間に再び締結した契約にも適用されます。

※複数年契約の分割払いの2回目以降にも割引が適用されます。

【ケース1】 満期日翌日から保険期間が開始する契約



【ケース2】 契約が終了してから1年未満の間に保険期間が開始する契約

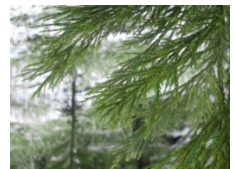


Point 期間が空いて継続した場合でも、1年未満であれば割引になります!

★割引② 花粉症対策苗木割引を新設します★

社会的な問題となっている花粉症対策として、スギについては156品種、ヒノキについては56品種の花粉症対策品種が開発されています(平成28年度末現在)。

森林保険においても、このような苗木の普及に貢献し、関係施策を推進するため、割引制度を設けます。



花粉の少ないスギ(神崎15号)

花粉症対策苗木を植栽した場合



※植栽後、2年以内に初めて保険加入したものに限り。また申込みの際に、書類による必要事項の確認を行います。

森林保険Q&A



しつもん

被保険者が死亡した場合の手続きは、どうしたらよいですか?

保険契約者又は保険の目的(保険対象の森林)の継承者は、相続の手続きを行ったうえ、「森林保険の引受及び契約管理事務に関する規程」に定める「森林保険契約変更申請書」に所定の事項を記入し、保険証書を添えて森林組合等に届け出てください。